

平成 30 年 3 月 31 日を期限とする経過措置

職種・加算等	要件等	期限切れとなる経過措置の内容
児童発達支援管理責任者	5 年又は 10 年以上の実務経験のうち、障がい児・者又は児童に対する支援経験が 3 年以上なければならない。(1)	平成 29 年 3 月 31 日現在で児童発達支援管理責任者である者については、実務経験要件を満たしているものとみなす。
児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者 (放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援・放課後等デイサービス多機能型事業所)	利用者数に応じて配置する職員は、児童指導員、保育士、又は障害福祉サービス経験者でなければならない(うち 1 名以上は常勤)、また最低限必要な配置職員のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない(2)	平成 29 年 3 月 31 日現在で指定を受けている放課後等デイサービス事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス多機能型事業所を含む)については、利用者数に応じて必要な職員数(資格要件問わず)を配置(うち 1 名以上は常勤)していることを以て、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の配置要件を満たしているものとみなす。
同行援護(従業者)	同行援護従業者養成研修一般課程修了者(3)	居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者については、当該研修を修了したものとみなす。
同行援護(従業者) 同行援護 (サービス提供責任者)	居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障がい者又は障がい児への直接処遇業務に従事した経験を 1 年以上有する者(1)	居宅介護従業者基礎研修課程修了者等については、1 年以上の経験を満たしているものとみなす。(ただし、経験の有無に関わらず減算対象)
	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者であり、かつ同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了者(3)	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たすものについては当該研修を修了したものとみなす。
同行援護 (サービス提供責任者)	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者であり、かつ同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了者(3)	平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に 3 年以上従事した者については、同行援護のサービス提供責任者の要件を満たしているものとみなす。(経過措置期間中は介護福祉士等の資格も不要であるが、経過措置終了後は必要となる。)

<p>重度障害者支援加算 (共同生活援助) (4)</p>	<p>(イ) サービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)、又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者</p>	<p>サービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上について当該研修に係る受講計画を作成し、年度ごとに都道府県知事に届け出ている場合については当該研修修了者が配置されているものとみなす。</p>
	<p>(ロ) 生活支援員のうち 20%以上が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)、喀痰吸引等研修(第二号)、又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者</p>	<p>生活支援員のうち 10%以上が当該研修の修了者であって、かつ生活支援員のうち他の 10%について当該研修の受講計画を作成し、都道府県知事に届けている場合、当該研修修了者が配置されているものとみなす。</p>

新たに設けられた、又は延長された経過措置

職種・加算等	要件等	経過措置の内容
<p>サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者</p>	<p>実務経験要件を満たす者であり、かつサービス管理責任者研修該当分野(又は児童発達支援管理責任者研修)及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了した者</p>	<p>新規に指定される事業所に配置されるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者で、実務経験要件を満たす者については、指定日から 1 年の間(平成 30 年度に指定を受ける事業所については平成 31 年 3 月 31 日までの間)、研修要件を満たしているものとみなす。(期限までに研修を修了する見込みがない場合は指定しない。)</p>
<p>児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者 (単独型児童発達支援事業所、センター除く)</p>	<p>利用者数に応じ配置する職員は、児童指導員、保育士、又は障害福祉サービス経験者(うち 1 名以上は常勤)でなければならず、かつ最低限必要な配置職員のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない(2)</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日現在で指定を受けている単独型の児童発達支援事業所を含むについては、利用者数に応じて必要な職員数(資格要件問わず)を配置(うち 1 名以上は常勤)していることを以て、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の配置要件を満たしているものとみなす。</p>
<p>重度障害者支援加算() 体制評価 (施設入所支援)</p>	<p>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修修了者</p>	<p>平成 27 年 3 月 31 日において重度障害者支援加算()を算定していた事業所については、当該研修に係る受講計画を作成し都道府県知事に届け出た場合、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、当該研修修了者が配置されているものとみなす。</p>

重度障害者支援加算（ 個別支援評価 （施設入所支援）	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、又は行動援護従業者養成研修修了者	平成27年3月31日において重度障害者支援加算（ ）を算定していた事業所については、当該研修に係る受講計画を作成し都道府県知事に届け出ている場合、平成31年3月31日までの間は、当該研修修了者が配置されているものとみなす。
食事提供体制加算	事業所内で食事を作り提供した、又はクックチル、クックサーブ等特殊な方法で事業所へ搬入された食事を提供した場合、平成30年3月31日までの間加算を算定する。	当分の間、加算算定を継続する。（廃止する場合は改めて厚生労働省から通知される。）
処遇改善加算	処遇改善加算（ ）及び（ ）については、これを廃止する。	当分の間、処遇改善加算（ ）及び（ ）についてはこれを継続する。（廃止する場合は改めて厚生労働省から通知される。）
行動援護 （サービス提供責任者）	行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者への直接支援業務に従事した経験を3年以上有する者（ 1 ）	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たし、かつ知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者への直接支援業務に従事した経験を5年以上有する者については、平成33年3月31日までの間は、当該研修を修了したものとみなす。（ 1 ）
行動援護（従業者）	行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者への直接支援業務に従事した経験を1年以上有する者（ 1 ）	初任者研修修了者等であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者への直接支援業務に2年以上従事した者については、平成33年3月31日までの間は、当該研修を修了したものとみなす。（ 1 ）

（ 1 ）実務経験については、1年あたり180日以上勤務実績を要する。

例：サービス管理責任者（特定の資格を有する者）については、5年以上かつ900日以上の実務経験を要する。

（ 2 ）職員の配置例については、「児童発達支援・放課後等デイサービス基準改正後の人員配置の例」を参照すること。

（ 3 ） 本県において同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると認める研修は以下のとおり

本県が指定した(旧名称)居宅介護従業者等養成研修事業者が実施した、次の年度内に修了した研修

- ・ 重度視覚障害者研修課程（平成12年度～平成16年度）
- ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程（平成16年度～平成23年度）

- ・視覚障害者外出介護従業者養成研修課程（平成 19 年度～平成 23 年度）

本県において同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当するものと認める研修は以下のとおり

社会福祉法人日本盲人会連合が実施した、次の年度内に修了した研修

- ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（平成20年度～平成23年度）

詳細は愛知県障害福祉課相談支援グループ（052-954-6292）に確認すること。

（ 4 ）（イ）及び（ロ）をともに満たし、かつ指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員を配置する必要がある。